

10/25 通知をどう見るか 一喜多メモ

1 問題設定—導入

◇東京新聞5月5日子どもの日 東京新聞「なに学ぶ？自分でやりたいこと」
インタビューをうけて「見えてきたこと」

資料1 二面「子どものあした」学びの場 見直す好機 確保法施行3年

- ◆汐見提案 ー新しい学びの発見の機会（学校以外の学び、本来の学びのあり方）
- ◆上記の認識を広げていくベースとなる法制度改革の必要性
- ◆東京新聞のインタビューを通して

法制度について、2つの論点

- ① 「普通」教育機会確保法の報道について
- ② 確保法を具体化する10, 25文科省通知の評価について

喜多「学校復帰を前提としない不登校支援の基本方針を通知」ーその意味は大きい

⇨東京新聞記者

「この通知は、子どもの個別の問題への矮小化」につながるのではないか。」

実際の記事➡確保法「初めて重要性が明記された」「……多様性の確保には課題が残る」

資料2➡通知「2ー(2) 不登校が生じないような学校づくり」……確保法8条

不登校の原因となっているいじめや体罰、学習遅延など子どもの個別の問題に対して学校に改善を要請—事実上、学校復帰を後押ししていることにならないか（学校改革こそが不登校問題の基本的な解決の方向という発想）

2 基本的な考え方・発想の転換が必要

—学校外の多様な学びに対して

A 学校だけか、学校外を認めるか

B 学校外を認めるなら、どう認めるか—学校の補完、代替、特例としての発想

A は、◎確保法により学校外もありという関係に一步前進

B は、学校の補完、従属的な関係でよいか

B→子どもが学ぶ権利を行使する選択肢としての発想

選択肢として—学校、学校外の両方とも正解、両方あって当たり前

2016年12月確保法施行—3年 …その変化を検証

学校外は認めてもあくまで「学校の補完・代替」もしくは特例措置という見方

—払拭できていない

…… 西野さんの指摘「教育委員会の壁」論につながる

3 10月25日通知の意義

基本的な意味

学校復帰を前提とした文科省通知4つを廃止して、学校復帰とは別に、学校復帰を前提としない多様な学びの独自性およびそれに依拠した不登校施策を承認したこと

▶学校外の多様な学びを認めるための校長の裁量権に一定の基準を明記

資料2

A 基本的な考え方

<学校復帰目標—2—(2)、確保法8条=と同格の扱いで>

児童生徒が自らの進路を主体的に捉えて、社会的に自立することを目指す

<中略>

また、児童生徒の才能や能力に応じて、それぞれの可能性を伸ばせるよう、本人の希望を尊重した上で、場合によっては、教育支援センターや不登校特例校、ICTを活用した学習支援、フリースクール、中学校夜間学級（以下、「夜間中学」という。）での受入れなど、様々な関係機関等を活用し社会的自立への支援を行うこと。

その際、フリースクールなどの民間施設やNPO等と積極的に連携し、相互に協力・補完することの意義は大きいこと。

B (4) 不登校児童生徒に対する多様な教育機会の確保

不登校児童生徒の一人一人の状況に応じて、教育支援センター、不登校特例校、フリースクールなどの民間施設、ICTを活用した学習支援など、多様な教育機会を確保する必要があること。また、夜間中学において、本人の希望を尊重した上での受入れも可能であること。

資料3

義務教育段階の不登校児童生徒が学校外の公的機関や民間施設において、指導・助言等を受けている場合の指導要録上の出席扱いについては、

別記1によるものとし、 <中略>

また、義務教育段階の不登校児童生徒が自宅においてICT等を活用した学習活動を行った場合の指導要録上の出席扱いについては、別記2によるものとする。その際、不登校児童生徒の懸命の努力を学校として適切に判断すること。

<学校の補完、代替、特例としての発想> ⇔ <子どもの学びにとって学校も学校外も大切>
(吉田構想—学校・学校外二頭立て法制論)

C 中間支援機構

教育支援センターの改革

資料4

→学校の補完・代替ではない多様な学び支援—制度論

=教育委員会に代わる支援システムづくり 懸案 制度設計 個別学習計画論

提供:Z会

大学受験生の方へ

Z会の教材から、「重要問題」を抜粋。
共通テスト対策用問題集をプレゼント!



地域

社会

政治

経済

国際

スポーツ

ライフ

文化・芸能

社説・コラム

イベント

🏠 > 社会

<子どものあした> 5・5 こどもの日 教育機会確保法施行3年 学びの場、見直す好機

2020年5月5日 02時00分

フリースクールや家庭など学校以外での多様な学びは、三年前に施行された教育機会確保法で初めて重要性が明記された。ただ、不登校の子どもへの教育を保障するという側面が強く、多様性の確保には課題が残る。新型コロナウイルスの影響でオンラインによる学習機会が増す方向となる中、これを好機ととらえる意見もある。 (奥野斐)

新聞購読のご案内

- ✓ 東京新聞 購読・ためしよみ
- ✓ 東京新聞 電子版 →
- ✓ Wプラン [新聞+電子版]
- ✓ 東京中日スポーツ 購読
- ✓ 東京中日スポーツ 電子版 →
- ✓ 東京新聞 特報Web



喜多明人さん

SUNTORY

今、注目の「歩行速度」に着目!



通常価格 ^{税込}5,500円 ▶ お試し価格 初回限定 (1世帯様1回限り) ^{税込}1,000円 送料無料

👑 ニュースランキング | もっと見る →

昨日 週間 月間

- 千葉で新たに11人感染 4月24日以来の1日2桁<新型コロナ>

千葉 主要ニュース 新型コロナ


- 千葉県は新たに9人感染 船橋、浦安など 8人が東京を往来

千葉 新型コロナ 主要ニュース


- 「泣きながら防護服を…」 戦場と化した病院 集団感染、職員



「文部科学省が昨年十月、確保法に基づいて学校復帰を前提としない不登校支援の基本方針を通知した意味は大きい」。早稲田大名譽教授の喜多明人さん（70）＝子ども支援学＝は、同法の意義をこう評価する。

確保法では、不登校の児童や生徒を国や自治体が支援することを明記。登校のみを目標とせず、休養の必要性を認めた。

法律ができた背景には、年間十万人を超える不登校の子どもたちの存在がある。二〇一八年度には小中学生で約十六万四千五百人と過去最多になった。そんな子どもたちが安心して過ごせる居場所に、根拠を与えることが求められてきた。

法律では、学校以外での多様な学習活動を支援する方針も掲げている。だが、フリースクールなどへの公的な支援はまだ乏しく、運営団体の経営が安定しないなどの問題は残る。親の負担も大きく、フリースクールなどの授業料は月額平均で約三万三千円（文科省一五年調査）に上っている。

フリースクールの子ども支援者の養成にも携わる喜多さんは、学校以外の学びを充実させるため、「子どもの力を信頼し、意志に寄り添い、見守る人材の育成と現場への公的な支援が必要だ」と訴える。

にも【看護師手記全文あり】

社会 新型コロナ 主要ニュース

4 埼玉県で新たに19人感染 南銀のキャバクラ客と従業員ら<新型コロナ>

埼玉 新型コロナ 主要ニュース

5 ◆新型コロナウイルス 首都圏の感染者数と最新情報

社会 新型コロナ 主要ニュース





汐見稔幸さん

NIB・出前講座 ～ビジネスに新聞を～

デモクラTV 熟読! 東京新聞

イベント・出版情報



安野モヨコ展 ANNORMAL

世田谷文学館で開催中! 9月22日(火・祝)まで ©Moyoco Anno/Cork



しきしまの大和へ-アジア文華往来-

横浜ユーラシア文化館で開催中!
7月12日(日)まで



<東京新聞の本>

もっともっと ゆる山歩き まいにちが山日和
西野淑子 著



<東京新聞の本>

本田葉子のぬり絵 de おしゃれ
あなたのBookクローゼット 春夏編
本田葉子 著

▶ 野鳥 観る撮るハンドブック

▶ 大人の御朱印 50にして天命を知る

新型コロナの感染拡大で多くの学校が休校となる現状を「学校以外の多様な学びのあり方に気付く好機」と、前向きにとらえる意見もある。

教育学者で東大名誉教授の汐見稔幸さん（72）は、動画やビデオ通話を使ったオンライン授業が進んでいることを「家庭での学習を保障し、丁寧な個別対応ができる可能性を感じる」と評価する。

課題としては情報端末の確保など家庭への経済的な支援や、教師の力量を挙げる。「教える側がこれまでの集団指導の発想では豊かな教育にならない」と指摘。「子どもが自らやりたいことを見つけ、探究できる環境を整える。子どもの学習の権利や、学校中心の教育を見直す機会にすべきだ」と話している。

◆休校中オンライン指導 双方向型は5%

新型コロナにより休校中の幼稚園と小中高校などは、文部科学省の四月二十二日時点の調査で91%に上る。休校を決めた学校を含めると94%。東京都や埼玉県の公立校は100%だった。

同省は、休校中に最低限取り組むべきこととして、教科書や学習計画表を使った家庭学習を課すよう各都道府県教委などに通知。電話などで学習状況を把握することや、インターネットの活用も求めている。

PRイチオシ情報



都電サポーターズ紹介ページ開設
サポーターズの取り組みをはじめとして様々な角度から、魅力を発信します！



シャンシャンが家にくる日
動物園にいけなくても紙面をつなぎ合わせると…



東京自遊大学
タグラグビー体験学科 初めてのタグラグビーに爽快！感動！



大学、どう決める？
のびのびと、じっくりと。新たな大学との出会いはこちらから



こどもブックワールド
新しい絵本との出会いはここから。絵本のプレゼントもあります



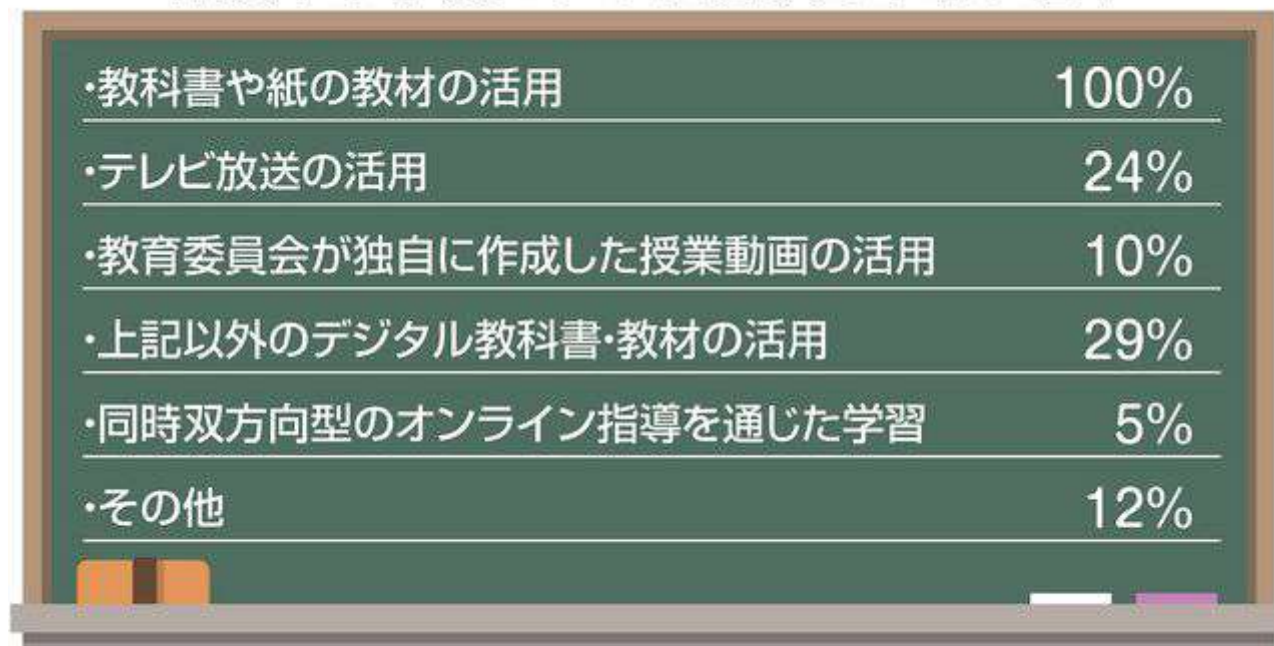
東京くらしの伝言板
あなたの思いが新聞紙面に載る個人広告欄の詳細はこちら



豆！豆！料理コンテスト
オリジナルの豆料理を募集！
調理方法は自由！【締切7月19日】

休校中の公立小中高校などが教科書や紙の教材を活用した家庭学習を課すのは100%だったが、同時双方向型のオンライン指導を実施するとしたのは5%にとどまった。

休校中の学校による家庭学習の取り組み



※文部科学省が休校措置をとっている教育委員会に調査(4月16日時点)。
複数回答あり

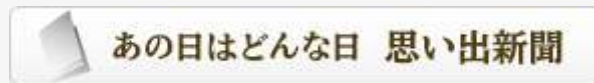
関連キーワード

社会



東京新聞 映画試写会

気になるあの映画を一足早く。ご応募はこちらから



▶ 大図解

▶ 旅行

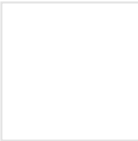
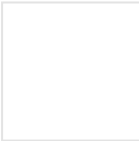
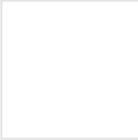
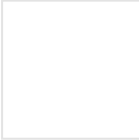
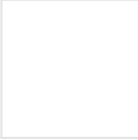
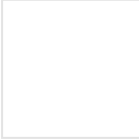
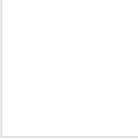
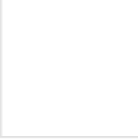
▶ 記事データベース

▶ 携帯情報サービス

▶ 川崎情報満載！ 東京新聞 TODAY

関連記事ピックアップ

Recommended by 

	<この人に聞きたいQ&A> 見つめ直す居場所の役割 フリースクール運営・鎌 (2020年6月19日)		男らしさ、女らしさに縛られてほしくない 親夫婦が一番身近なモデルです
	<各駅停車> 臨時休校 (2020年6月21日)		子どもが頭を打ったら…転んだのに「虐待の可能性」8カ月も離れ離れ 目撃者な
	香港長官、安全法施行を正当化 返還23年式典で「歴史的一歩」 (2020年7月1日)		<新型コロナ> さいたま市 認可外にも保育料補助 86施設の登園自粛家庭に (2020年6月25日)
	「歯ブラシの届かないところ」どうしてますか？ 湖池屋が開発した口腔ケア向けAD (湖池屋)		「おじさん、私家事やらなくてもいいんですか？」 『私の家政夫ナギサさん』7/AD (TBS)

PR情報

自慢の豆料理レシピ募集中！コンテスト応募受付【7月19日】まで

子育てにも役立つ「コーチング」 ティーチングとの違いは？【東京すくすく】

社会の最新ニュース

[記事一覧](#) →

川崎で横田めぐみさん写真展 父滋さん死去受け

北朝鮮による拉致被害者横田めぐみさん＝失踪当時（13）＝の写真展が4日、川崎市で始まった。市内に住む...

07月04日 

熊本で安否不明10人超か 土砂崩れ、球磨川氾濫

大雨特別警報が発表された熊本県と鹿児島県では4日、各地で土砂崩れが発生、球磨川は熊本県人吉市から八代...

07月04日 

▶ [東京新聞フォーラム](#)

▶ [トーチウF1EXPRESS \(有料サイト\)](#)

濁流襲来に「パニック」 初の大雨特別警報 発令 熊本・鹿児島

茶色く濁った川の水が、うねりながら住宅をのみ込んだ。猛烈な雨に見舞われた熊本、鹿児島両県の...

07月04日 

中国船、尖閣周辺の領海に侵入 海保が日本 漁船の安全確保

4日午前2時25分ごろから、沖縄県・尖閣諸島周辺の領海に中国海警局の船2隻が相次いで侵入した。第11...

07月04日

給付金「代行申請します」に注意 不正なら 詐欺関与の恐れも

新型コロナウイルス対策で中小企業や個人事業主が対象の持続化給付金を巡り、「申請を代行します」といった...

07月04日 

都知事選 各候補の戦略もラストスパート

東京都知事選は5日、投開票される。都政の担い手を決める17日間の舌戦も最終盤。各陣営はより効果的に支...

07月04日 



スマイルセミ
小学生向け通信教育

実質**無料**で
お試しできます!

全額返金保証

詳しくはこちら >



プログラミングも
追加費用**なし**で
学べる!

スマイルセミ
小学生向け通信教育

詳しくはこちら

東京新聞から

[会社案内](#)

[採用情報](#)

[関連企業](#)

[新聞購読申込](#)

[ウェブ広告掲載](#)

[新聞広告掲載](#)

[新聞折込](#)

[東京新聞社会事業団](#)

[東京新聞奨学会](#)

[中日産業技術賞](#)

[個人情報](#)

[著作権](#)

[ご質問・お問い合わせ](#)

リンク

[いっしょに読もう！新聞コンクール・NIE月間](#)

[デモクラTV 熟読！東京新聞](#)

[新聞科学研究所](#)

[47ニュース](#)

[中日ドラゴンズ公式ファンクラブ](#)

サイトのご利用について

[サイトポリシー](#)

[サイトマップ](#)

[当サイトへのリンクについて](#)

東京新聞 TOKYO Web

Copyright © The Chunichi Shimbun, All Rights Reserved.

●「不登校児童生徒への支援の在り方について(通知)」令和元年10月25日

元文科初第698号

令和元年10月25日

各都道府県教育委員会教育長 殿
各指定都市教育委員会教育長 殿
各都道府県知事 殿
附属学校を置く各国立大学法人学長 殿
小中高等学校を設置する学校設置会社を所轄する構造改革特別区域法第12条第1項の認定を受けた各地方公共団体の長 殿

文部科学省初等中等教育局長
丸山 洋司

不登校児童生徒への支援の在り方について(通知)

不登校児童生徒への支援につきましては、関係者において様々な努力がなされ、児童生徒の社会的自立に向けた支援が行われてきたところですが、不登校児童生徒数は依然として高水準で推移しており、生徒指導上の喫緊の課題となっております。

こうした中、「義務教育の段階における普通教育に相当する教育の機会の確保等に関する法律」(以下「法」という。)が平成28年12月14日に公布され、平成29年2月14日に施行されました(ただし、法第4章は公布の日から施行。)

これを受け、文部科学省におきましては、法第7条に基づき、平成29年3月31日、教育機会の確保等に関する施策を総合的に推進するための基本的な指針(以下「基本指針」という。)を策定したところです。

さらに、法の附則に基づき、平成30年12月から「不登校に関する調査研究協力者会議」及び「フリースクール等に関する検討会議」において法の施行状況について検討を行い、令和元年6月21日に議論をとりまとめました。

本通知は、今回の議論のとりまとめの過程等において、過去の不登校施策に関する通知における不登校児童生徒の指導要録上の出席扱

いに係る記述について、法や基本指針の趣旨との関係性について誤解を生じるおそれがあるとの指摘があったことから、当該記述を含め、これまでの不登校施策に関する通知について改めて整理し、まとめたものです。文部科学省としては、今回の議論のとりまとめを踏まえ、今後更に施策の充実に取り組むこととしておりますが、貴職におかれましても、教職員研修等を通じ、全ての教職員が法や基本指針の理解を深め、個々の不登校児童生徒の状況に応じた支援等を行うことができるよう努めるとともに、下記により不登校児童生徒に対する教育機会の確保等に関する施策の推進を図っていただくようお願いします。

また、都道府県・指定都市教育委員会にあっては所管の学校及び域内の市区町村教育委員会に対して、都道府県知事にあっては所轄の学校法人及び私立学校に対して、附属学校を置く国公立大学法人の長にあっては附属学校に対して、構造改革特別区域法第12条第1項の認定を受けた地方公共団体の長にあっては認可した学校に対して、この趣旨について周知を図るとともに、適切な対応がなされるよう御指導をお願いします。

なお、「登校拒否問題への対応について」(平成4年9月24日付け文部省初等中等教育局長通知)、「不登校への対応の在り方について」(平成15年5月16日付け文部科学省初等中等教育局長通知)、「不登校児童生徒が自宅においてIT等を活用した学習活動を行った場合の指導要録上の出欠の取扱い等について」(平成17年7月6日付け文部科学省初等中等教育局長通知)及び「不登校児童生徒への支援の在り方について」(平成28年9月14日付け文部科学省初等中等教育局長通知)については本通知をもって廃止します。

記

1 不登校児童生徒への支援に対する基本的な考え方

(1) 支援の視点

不登校児童生徒への支援は、「学校に登校する」という結果のみを目標にするのではなく、児童生徒が自らの進路を主体的に捉えて、社会的に自立することを目指す必要があること。また、児童生徒によっては、不登校の時期が休養や自分を見つめ直す等の積極的な意味を持つことがある一方で、学業の遅れや進路選択上の不利益や社会的自立へのリスクが存在することに留意すること。

(2) 学校教育の意義・役割

特に義務教育段階の学校は、各個人の有する能力を伸ばしつつ、社会において自立的に生きる基礎を養うとともに、国家・社会の形成者として必要とされる基本的な資質を培うことを目的としており、その役割は極めて大きいことから、学校教育の一層の充実を図るための取組が重要であること。また、不登校児童生徒への支援については児童生徒が不登校となった要因を的確に把握し、学校関係者や家庭、必要に応じて関係機関が情報共有し、組織的・計画的な、個々の児童生徒に応じたきめ細やかな支援策を策定することや、社会的自立へ向けて進路の選択肢を広げる支援をすることが重要であること。さらに、既存の学校教育になじめない児童生徒については、学校としてどのように受け入れていくかを検討し、なじめない要因の解消に努める必要があること。

また、児童生徒の才能や能力に応じて、それぞれの可能性を伸ばせるよう、本人の希望を尊重した上で、場合によっては、教育支援センターや不登校特例校、ICTを活用した学習支援、フリースクール、中学校夜間学級(以下、「夜間中学」という。)での受入れなど、様々な関係機

関等を活用し社会的自立への支援を行うこと。

その際、フリースクールなどの民間施設やNPO等と積極的に連携し、相互に協力・補完することの意義は大きいこと。

(3)不登校の理由に応じた働き掛けや関わりの重要性

不登校児童生徒が、主体的に社会的自立や学校復帰に向かうよう、児童生徒自身を見守りつつ、不登校のきっかけや継続理由に応じて、その環境づくりのために適切な支援や働き掛けを行う必要があること。

(4)家庭への支援

家庭教育は全ての教育の出発点であり、不登校児童生徒の保護者の個々の状況に応じた働き掛けを行うことが重要であること。また、不登校の要因・背景によっては、福祉や医療機関等と連携し、家庭の状況を正確に把握した上で適切な支援や働き掛けを行う必要があるため、家庭と学校、関係機関の連携を図ることが不可欠であること。その際、保護者と課題意識を共有して一緒に取り組むという信頼関係をつくることや、訪問型支援による保護者への支援等、保護者が気軽に相談できる体制を整えることが重要であること。

2 学校等の取組の充実

(1)「児童生徒理解・支援シート」を活用した組織的・計画的支援

不登校児童生徒への効果的な支援については、学校及び教育支援センターなどの関係機関を中心として組織的・計画的に実施することが重要であり、また、個々の児童生徒ごとに不登校になったきっかけや継続理由を的確に把握し、その児童生徒に合った支援策を策定することが重要であること。その際、学級担任、養護教諭、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー等の学校関係者が中心となり、児童生徒や保護者と話し合うなどして、「児童生徒理解・支援シート(参考様式)」(別添1)(以下「シート」という。)を作成することが望ましいこと。これらの情報は関係者間で共有されて初めて支援の効果が期待できるものであり、必要に応じて、教育支援センター、医療機関、児童相談所等、関係者間での情報共有、小・中・高等学校間、転校先等との引継ぎが有効であるとともに、支援の進捗状況に応じて、定期的にシートの内容を見直すことが必要であること。また、校務効率化の観点からシートの作成に係る業務を効率化するとともに、引継ぎに当たって個人情報の取扱いに十分留意することが重要であること。

なお、シートの作成及び活用に当たっては、「児童生徒理解・支援シートの作成と活用について」(別添2)を参照すること。

(2)不登校が生じないような学校づくり

1. 魅力あるよりよい学校づくり

児童生徒が不登校になってからの事後的な取組に先立ち、児童生徒が不登校にならない、魅力ある学校づくりを目指すことが重要であること。

2. いじめ、暴力行為等問題行動を許さない学校づくり

いじめや暴力行為を許さない学校づくり、問題行動へのき然とした対応が大切であること。また教職員による体罰や暴言等、不適切な言動や指導は許されず、教職員の不適切な言動や指導が不登校の原因となっている場合は、懲戒処分も含めた厳正な対応が必要であること。

3. 児童生徒の学習状況等に応じた指導・配慮の実施

学業のつまずきから学校へ通うことが苦痛になる等、学業の不振が不登校のきっかけの一つとなっていることから、児童生徒が学習内容を確実に身に付けることができるよう、指導方法や指導体制を工夫改善し、個に応じた指導の充実を図ることが望まれること。

4. 保護者・地域住民等の連携・協働体制の構築

社会総掛かりで児童生徒を育てていくため、学校、家庭及び地域等との連携・協働体制を構築することが重要であること。

5. 将来の社会的自立に向けた生活習慣づくり

児童生徒が将来の社会的自立に向けて、主体的に生活をコントロールする力を身に付けることができるよう、学校や地域における取組を推進することが重要であること。

(3) 不登校児童生徒に対する効果的な支援の充実

1. 不登校に対する学校の基本姿勢

校長のリーダーシップの下、教員だけでなく、様々な専門スタッフと連携協力し、組織的な支援体制を整えることが必要であること。また、不登校児童生徒に対する適切な対応のために、各学校において中心的かつコーディネーター的な役割を果たす教員を明確に位置付けることが必要であること。

2. 早期支援の重要性

不登校児童生徒の支援においては、予兆への対応を含めた初期段階からの組織的・計画的な支援が必要であること。

3. 効果的な支援に不可欠なアセスメント

不登校の要因や背景を的確に把握するため、学級担任の視点のみならず、スクールカウンセラー及びスクールソーシャルワーカー等によるアセスメント(見立て)が有効であること。また、アセスメントにより策定された支援計画を実施するに当たっては、学校、保護者及び関係機関等で支援計画を共有し、組織的・計画的な支援を行うことが重要であること。

4. スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーとの連携協力

学校においては、相談支援体制の両輪である、スクールカウンセラー及びスクールソーシャルワーカーを効果的に活用し、学校全体の教育力の向上を図ることが重要であること。

5. 家庭訪問を通じた児童生徒への積極的支援や家庭への適切な働き掛け

学校は、プライバシーに配慮しつつ、定期的に家庭訪問を実施して、児童生徒の理解に努める必要があること。また、家庭訪問を行う際は、常にその意図・目的、方法及び成果を検証し適切な家庭訪問を行う必要があること。

なお、家庭訪問や電話連絡を繰り返しても児童生徒の安否が確認できない等の場合は、直ちに市町村又は児童相談所への通告を行うほか、警察等に情報提供を行うなど、適切な対応が必要であること。

6. 不登校児童生徒の学習状況の把握と学習の評価の工夫

不登校児童生徒が教育支援センターや民間施設等の学校外の施設において指導を受けている場合には、当該児童生徒が在籍する学校がその学習の状況等について把握することは、学習支援や進路指導を行う上で重要であること。学校が把握した当該学習の計画や内容がその学校の教育課程に照らし適切と判断される場合には、当該学習の評価を適切に行い指導要録に記入したり、また、評価の結果を通知表その他の方法により、児童生徒や保護者、当該施設に積極的に伝えたりすることは、児童生徒の学習意欲に応え、自立を支援する上で意義が大きいこと。

7. 不登校児童生徒の登校に当たっての受入体制

不登校児童生徒が登校してきた場合は、温かい雰囲気迎え入れられるよう配慮するとともに、保健室、相談室及び学校図書館等を活用しつつ、徐々に学校生活への適応を図っていけるような指導上の工夫が重要であること。

8. 児童生徒の立場に立った柔軟な学級替えや転校等の対応

いじめが原因で不登校となっている場合等には、いじめを絶対に許さないき然とした対応をとることがまずもって大切であること。また、いじめられている児童生徒の緊急避難としての欠席が弾力的に認められてもよく、そのような場合には、その後の学習に支障がないよう配慮が求められること。そのほか、いじめられた児童生徒又はその保護者が希望する場合には、柔軟に学級替えや転校の措置を活用することが考えられること。

また、教員による体罰や暴言等、不適切な言動や指導が不登校の原因となっている場合は、不適切な言動や指導をめぐる問題の解決に真剣に取り組むとともに、保護者等の意向を踏まえ、十分な教育的配慮の上で学級替えを柔軟に認めるとともに、転校の相談に応じることが望まれること。

保護者等から学習の遅れに対する不安により、進級時の補充指導や進級や卒業の留保に関する要望がある場合には、補充指導等の実施に関して柔軟に対応するとともに、校長の責任において進級や卒業を留保するなどの措置をとるなど、適切に対応する必要があること。また、欠席日数が長期にわたる不登校児童生徒の進級や卒業に当たっては、あらかじめ保護者等の意向を確認するなどの配慮が重要であること。

(4) 不登校児童生徒に対する多様な教育機会の確保

不登校児童生徒の一人一人の状況に応じて、教育支援センター、不登校特例校、フリースクールなどの民間施設、ICTを活用した学習支援など、多様な教育機会を確保する必要があること。また、夜間中学において、本人の希望を尊重した上での受入れも可能であること。

義務教育段階の不登校児童生徒が学校外の公的機関や民間施設において、指導・助言等を受けている場合の指導要録上の出席扱いについては、別記1によるものとし、高等学校における不登校生徒が学校外の公的機関や民間施設において、指導・助言等を受けている場合の指導要録上の出席扱いについては、「高等学校における不登校生徒が学校外の公的機関や民間施設において相談・指導を受けている場合の対応について」(平成21年3月12日付け文部科学省初等中等教育局長通知)によるものとする。また、義務教育段階の不登校児童生徒が自宅においてICT等を活用した学習活動を行った場合の指導要録上の出席扱いについては、別記2によるものとする。その際、不登校児童生徒の懸命の努力を学校として適切に判断すること。

なお、不登校児童生徒が民間施設において相談・指導を受ける際には、「民間施設についてのガイドライン(試案)」(別添3)を参考として、判断を行う際の何らかの目安を設けておくことが望ましいこと。

また、体験活動においては、児童生徒の積極的態度の醸成や自己肯定感の向上等が期待されることから、青少年教育施設等の体験活動プログラムを積極的に活用することが有効であること。

(5) 中学校等卒業後の支援

1. 高等学校入学者選抜等の改善

高等学校入学者選抜について多様化が進む中、高等学校で学ぶ意欲や能力を有する不登校生徒について、これを適切に評価することが望まれること。

また、国の実施する中学校卒業程度認定試験の活用について、やむを得ない事情により不登校となっている生徒が在学中に受験できるよう、不登校生徒や保護者に対して適切な情報提供を行うことが重要であること。

2. 高等学校等における長期欠席・中途退学への取組の充実

就労支援や教育的ニーズを踏まえた特色ある高等学校づくり等も含め、様々な取組や工夫が行われることが重要であること。

3. 中学校等卒業後の就学・就労や「ひきこもり」への支援

中学校時に不登校であり、中学校卒業後に進学も就労もしていない者、高等学校へ進学したものの学校に通えない者、中途退学した者等に対しては、多様な進学や職業訓練等の機会等について相談できる窓口や社会的自立を支援するための受皿が必要であること。また、関係行政機関等が連携したり、情報提供を行うなど、社会とのつながりを絶やさないための適切な対応が必要であること。

4. 改めて中学校等で学び直すことを希望する者への支援

不登校等によって実質的に義務教育を十分に受けられないまま中学校等を卒業した者のうち、改めて中学校等で学び直すことを希望する者については、「義務教育修了者が中学校夜間学級への再入学を希望した場合の対応に関する考え方について」(平成27年7月30日付け文部科学省初等中等教育局初等中等教育企画課長通知)に基づき、一定の要件の下、夜間中学での受入れを可能とすることが適当であることから、夜間中学が設置されている地域においては、卒業時に夜間中学の意義や入学要件等について生徒及び保護者に説明しておくことが考えられること。

3 教育委員会の取組の充実

(1) 不登校や長期欠席の早期把握と取組

教育委員会においては、学校等の不登校への取組に関する意識を更に高めるとともに、学校が家庭や関係機関等と効果的に連携を図り、不登校児童生徒に対する早期の支援を図るための体制の確立を支援することが重要であること。

(2) 学校等の取組を支援するための教育条件等の整備等

1. 教員の資質向上

教育委員会における教員の採用・研修を通じた資質向上のための取組は不登校への適切な対応に資する重要な取組であり、初任者研修を始めとする教職経験に応じた研修、生徒指導・教育相談といった専門的な研修、管理職や生徒指導主事を対象とする研修などの体系化とプ

ログラムの一層の充実を図り、不登校に関する知識や理解、児童生徒に対する理解、関連する分野の基礎的な知識などを身に付けさせていくことが必要であること。また、指導的な教員を対象にカウンセリングなどの専門的な能力の育成を図るとともに、スクールカウンセラー及びスクールソーシャルワーカー等の専門性と連動した学校教育への更なる理解を図るといった観点からの研修も重要であること。

2. きめ細やかな指導のための適切な人的措置

不登校が生じないための魅力ある学校づくり、「心の居場所」としての学校づくりを進めるためには、児童生徒一人一人に対してきめ細やかな指導が可能となるよう、適切な教員配置を行うことが必要であること。また、異校種間の人事交流や兼務などを進めていくことも重要であること。

不登校児童生徒が多く在籍する学校については、教員の加配等、効果的かつ計画的な人的配置に努める必要があること。そのためにも日頃より各学校の実情を把握し、また加配等の措置をした後も、この措置が効果的に活用されているか等の検証を十分に行うこと。

3. 保健室、相談室や学校図書館等の整備

養護教諭の果たす役割の大きさに鑑み、養護教諭の複数配置や研修機会の充実、保健室、相談室及び学校図書館等の環境整備、情報通信機器の整備等が重要であること。

4. 転校のための柔軟な措置

いじめや教員による不適切な言動や指導等が不登校の原因となっている場合には、市区町村教育委員会においては、児童生徒又は保護者等が希望する場合、学校と連携した適切な教育的配慮の下に、就学すべき学校の指定変更や区域外就学を認めるなどといった対応も重要であること。また、他の児童生徒を不登校に至らせるような深刻ないじめや暴力行為があった場合は、必要に応じて出席停止措置を講じるなど、き然とした対応の必要があること。

5. 義務教育学校設置等による学校段階間の接続の改善

義務教育学校等において9年間を見通した生徒指導の充実等により不登校を生じさせない取組を推進することが重要であること。また、小中一貫教育を通じて蓄積される優れた不登校への取組事例を広く普及させることが必要であること。

6. アセスメント実施のための体制づくり

不登校の要因・背景が多様・複雑化していることから、初期の段階での適切なアセスメントを行うことが極めて重要であること。そのためには、児童生徒の状態によって、専門家の協力を得る必要があり、スクールカウンセラー及びスクールソーシャルワーカーの配置・派遣など学校をサポートしていく体制の検討が必要であること。

(3)教育支援センターの整備充実及び活用

1. 教育支援センターを中核とした体制整備

今後、教育支援センターは通所希望者に対する支援だけでなく、これまでに蓄積された知見や技能を生かし、通所を希望しない者への訪問型支援、シートのコンサルテーションの担当など、不登校児童生徒への支援の中核となることが期待されること。

また、不登校児童生徒の無償の学習機会を確保し、不登校児童生徒への支援の中核的な役割を果たしていくため、未設置地域への教育支援センターの設置又はこれに代わる体制整備が望まれること。そのため、都道府県教育委員会は、域内の市区町村教育委員会と緊密な連携を図りつつ、未整備地域を解消して不登校児童生徒や保護者が利用しやすい環境づくりを進め、「教育支援センター整備指針(試案)」(別添

4)を参考に、地域の実情に応じた指針を作成し必要な施策を講じていくことが求められること。

市区町村教育委員会においては、主体的に教育支援センターの整備充実を進めていくことが必要であり、教育支援センターの設置促進に当たっては、例えば、自治体が施設を設置し、民間の協力の下に運営する公民協営型の設置等も考えられること。もとより、市区町村教育委員会においても、「教育支援センター整備指針」を策定することも考えられること。その際には、教育支援センターの運営が不登校児童生徒及びその保護者等のニーズに沿ったものとなるよう留意すること。

なお、不登校児童生徒への支援の重要性に鑑み、私立学校等の児童生徒の場合でも、在籍校と連携の上、教育支援センターの利用を認めるなど柔軟な運用がなされることが望ましいこと。

2. 教育支援センターを中核とした支援ネットワークの整備

教育委員会は、積極的に、福祉・保健・医療・労働部局等とのコーディネーターとしての役割を果たす必要があり、各学校が関係機関と連携しやすい体制を構築する必要があること。また、教育支援センター等が関係機関や民間施設等と連携し、不登校児童生徒やその保護者を支援するネットワークを整備することが必要であること。

(4)訪問型支援など保護者への支援の充実

教育委員会においては、保護者に対し、不登校のみならず子育てや家庭教育についての相談窓口を周知し、不登校への理解や不登校となった児童生徒への支援に関しての情報提供や相談対応を行うなど、保護者に寄り添った支援の充実が求められること。また、プライバシーに配慮しつつも、困難を抱えた家庭に対する訪問型支援を積極的に推進することが重要であること。

(5)民間施設との連携協力のための情報収集・提供等

不登校児童生徒への支援については、民間施設やNPO等においても様々な取組がなされており、学校、教育支援センター等の公的機関は、民間施設等の取組の自主性や成果を踏まえつつ、より積極的な連携を図っていくことが望ましいこと。そのために、教育委員会においては、日頃から積極的に情報交換や連携に努めること。

《関係報告等》

・「不登校児童生徒への支援に関する最終報告～一人一人の多様な課題に対応した切れ目のない組織的な支援の推進～」(平成28年7月 不登校に関する調査研究協力者会議)

https://www.mext.go.jp/b_menu/shingi/chousa/shotou/108/houkoku/1374848.htm

・「児童生徒の教育相談の充実について～学校の教育力を高める組織的な教育相談体制づくり～(報告)」(平成29年1月 教育相談等に関する調査研究協力者会議)






https://www.mext.go.jp/b_menu/shingi/chousa/shotou/066/gaiyou/1381049.htm

・「不登校児童生徒による学校以外の場での学習等に対する支援の充実～個々の児童生徒の状況に応じた環境づくり～(報告)」(平成29年2月 フリースクール等に関する検討会議)

https://www.mext.go.jp/b_menu/shingi/chousa/shotou/107/houkoku/1382197.htm

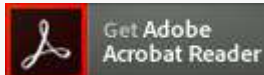
・「義務教育の段階における普通教育に相当する教育の機会の確保等に関する法律 の施行状況に関する議論のとりまとめ」(令和元年6月 不登校に関する調査研究協力者会議, フリースクール等に関する検討会議, 夜間中学設置推進・充実協議会)

https://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/seitoshidou/1418510.htm

- ▶ [\(別記1\)義務教育段階の不登校児童生徒が学校外の公的機関や民間施設において相談・指導を受けている場合の指導要録上の出欠の取扱いについて、\(別記2\)不登校児童生徒が自宅においてICT等を活用した学習活動を行った場合の指導要録上の出欠の取扱いについて\(PDF:45KB\)](#) 
- ▶ [\(別添1\)児童生徒理解支援シート\(参考様式\)\(Excel:42KB\)](#) 
- ▶ [\(別添2\)児童生徒理解・支援シートの作成と活用について\(PDF:217KB\)](#) 
- ▶ [\(別添3\)民間施設ガイドライン\(PDF:12KB\)](#) 
- ▶ [\(別添4\)教育支援センターガイドライン\(PDF:17KB\)](#) 

お問合せ先

初等中等教育局児童生徒課



PDF形式のファイルを御覧いただく場合には、Adobe Acrobat Readerが必要な場合があります。
Adobe Acrobat Readerは開発元のWebページにて、無償でダウンロード可能です。

(初等中等教育局児童生徒課)

資料 3

出席認定（校長裁量）新旧通知比較

旧通知【9月14日文科省通知】

（別記）義務教育段階の不登校児童生徒が学校外の公的機関や民間施設において相談・指導を受けている場合の指導要録上の出欠の取扱いについて

1 趣旨

不登校児童生徒の中には、学校外の施設において相談・指導を受け、学校復帰への懸命の努力を続けている者もあり、このような児童生徒の努力を学校として評価し支援するため、我が国の義務教育制度を前提としつつ、一定の要件を満たす場合に、これら施設において相談・指導を受けた日数を指導要録上出席扱いとすることができることとする。

2 出席扱いの要件

不登校児童生徒が学校外の施設において相談・指導を受けるとき、下記の要件を満たすとともに、当該施設への通所又は入所が学校への復帰を前提とし、かつ、不登校児童生徒の自立を助けるうえで有効・適切であると判断される場合に、校長は指導要録上出席扱いとすることができる。

- (1) 保護者と学校との間に十分な連携・協力関係が保たれていること。
- (2) (以下略)

新通知【10月25日文科省通知】

（別記1）義務教育段階の不登校児童生徒が学校外の公的機関や民間施設において相談・指導を受けている場合の指導要録上の出欠の取扱いについて

1 趣旨 不登校児童生徒の中には、学校外の施設において相談・指導を受け、社会的な自立に向け懸命の努力を続けている者もあり、このような児童生徒の努力を学校として評価し支援するため、我が国の義務教育制度を前提としつつ、一定の要件を満たす場合に、これらの施設において相談・指導を受けた日数を指導要録上出席扱いとすることができることとする。

2 出席扱い等の要件 不登校児童生徒が学校外の施設において相談・指導を受けるとき、下記の要件を満たすとともに、当該施設における相談・指導が不登校児童生徒の社会的な自立を目指すものであり、かつ、不登校児童生徒が現在において登校を希望しているか否かにかかわらず、不登校児童生徒が自ら登校を希望した際に、円滑な学校復帰が可能となるよう個別指導等の適切な支援を実施していると評価できる場合、校長は指導要録上出席扱いとすることができる。

- (1) 保護者と学校との間に十分な連携・協力関係が保たれていること。
- (2) (以下略)

資料 4

教育支援センター整備指針（試案）新旧通知比較（下線喜多）

旧通知【9月14日文科省通知】

2 設置の目的

○ センターは、不登校児童生徒の集団生活への適応、情緒の安定、基礎学力の補充、基本的な生活習慣の改善等のための相談・指導（学習指導を含む。以下同じ。）を行うことにより、その学校復帰を支援し、もって不登校児童生徒の社会的自立に資することを基本とする。

新通知【10月25日文科省通知】

2 設置の目的

○ センターは、不登校児童生徒の集団生活への適応、情緒の安定、基礎学力の補充、基本的な生活習慣の改善等のための相談・指導（学習指導を含む。以下同じ。）を行うことにより、その社会的自立に資することを基本とする。